

国分寺市地域生きがい交流事業等業務委託に 関する公募型プロポーザル実施要領

令和8年7月9日

国 分 寺 市

【事務局】

国分寺市福祉部 高齢福祉課 計画係

担当：寒河江・青木

住所：〒185-8501

東京都国分寺市泉町二丁目2番18号

電話：042-312-8637

FAX：042-320-1180

E-mail：koureihukushi@city.kokubunji.tokyo.jp

1 業務の概要

(1) 件名

国分寺市地域生きがい交流事業等業務委託

(2) 事業目的

市内に住所を有する 60 歳以上の方が、各々の立場から参加し、自ら多様な経験・技術を活かし、様々な生きがい活動を実践し、かつ、地域で元気に暮らせるように、地域全体での地域福祉の視点を高めることを目的とし、地域生きがい交流事業、高齢者関係団体への集会施設等使用事業及び環境整備業務を実施する。

地域の拠点となる施設に足を運び、様々な活動や交流を通して心身の機能を保ち続けることは、健康寿命の延伸につながると考えられる。

上記について、市民のニーズを踏まえて市が求める事業の質を保ち運営できる事業者を、価格以外の提案部分を総合的に評価できるプロポーザル方式により選定する。

(3) 業務内容

詳細は別添「仕様書」を参照。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 12 年 3 月 31 日まで

なお、委託業務を継続することが適当でない認められるときは、契約書に基づき、契約を解除することがある。

(5) 履行場所

①国分寺市生きがいセンターこいがくぼ（以下「こいがくぼ」という。）

所在地：国分寺市西恋ヶ窪三丁目 32 番地 6（国分寺市民室内プール 1 階）

※公募時点では国分寺市民室内プールは休館中であり、施設の利用が再開するまでの期間は、市と別途調整の上、生きがいセンターほんだ等の施設を活用して事業を実施するものとする。

②国分寺市生きがいセンターひかり（以下「ひかり」という。）

所在地：国分寺市光町三丁目 13 番地 20

③国分寺市生きがいセンターほんだ（以下「ほんだ」という。）

所在地：国分寺市本多五丁目 29 番 3 号

(6) 現状の課題等

本事業は、閉じこもりがちな高齢者の外出意欲を促し、外出のきっかけとすることを目指している。生きがい講座は「きっかけづくり」が目的であることから、初心者向けの内容であるが、継続参加者の増加から、講座内容レベルが深化することがある。新規参加者がより多く参加できる工夫や、継続希望の方による、自主グループ活動への展開を必要としている。また、自主グループの立ち上げに、初期支援を要する場合があります、

対象者の能力に応じた介入は課題である。さらには、市民の中には、講座講師等の能力を持っている方が潜在していたり、能力の発揮を希望する方がいるため、その調整・人材起用など、柔軟な対応が求められる。

また、本施設の運営に関しては、生きがい講座利用・個人利用・集会施設利用など多様な利用方法を提供することで、様々な市民ニーズに応え、施設の設置目的である生きがいづくり介護予防活動に寄与してきた。市民の中には、知らないことで利用していない方も多くいることが予想されるため、高齢者の生きがいづくり、介護予防活動の拠点として、地域住民や利用者相互の交流を推進する等、地域づくりの視点を持ち合わせた運営が必要である。

(7) 委託料上限額

53,239千円（消費税及び地方消費税を含む。）

【内訳】 令和8年度 0円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和9年度 16,912千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和10年度 17,749千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和11年度 18,578千円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意すること。また、提案は上記委託料上限額及び各年度の上限額を超えてはならない。

(8) 実施方法

公募型プロポーザル方式

2 プロポーザルの概要（スケジュール）

・事業者選定スケジュールは以下のとおり（予定）

	項目	期間
1	①プロポーザル方式等の実施の公表 ②実施要領等の配布 ③企画提案参加意思表明書の提出	令和8年7月9日（木）から 令和8年8月10日（月）正午まで
2	質問受付	令和8年7月9日（木）から 令和8年8月10日（月）正午まで
3	質問回答	令和8年8月14日（金）
4	申請書・企画提案書等受付	令和8年8月17日（月）から 令和8年8月31日（月）正午まで
5	第一次審査（書類審査）	令和8年9月7日（月）

6	第一次審査結果通知	令和8年9月8日（火）
7	第二次審査（プレゼンテーション）	令和8年9月10日（木）
8	第二次審査結果通知	令和8年9月11日（金）
9	優先交渉権者との協議（提案内容に基づく仕様書最終調整）	令和8年9月18日（金）まで
10	契約締結	令和8年10月上旬

・事業スケジュールは以下のとおり（予定）

	項目	期間
1	事業運営企画、講師及び従事者の調整 広報、講座参加者申込受付	令和8年度
2	各種事業の実施	令和9年度から令和11年度まで

3 公募方法

(1) 公募方法

市ホームページ、電子調達サービス

(2) 企画提案参加意思表明書の提出期限

令和8年7月9日（木）から令和8年8月10日（月）正午まで

(3) 申請書・企画提案書等受付期間

令和8年8月17日（月）から令和8年8月31日（月）正午まで

(4) 受付時間

土日・祝日を除く午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時まで

なお、電子メールによる場合は閉庁日を含む終日において受付可能とする。

4 参加資格・参加申込

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、以下の全ての要件を満たしている者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当していないこと。
- ② 国分寺市契約事務規則（昭和40年規則第5号）第35条の規定による資格審査サービスに登録された者であること。
- ③ 参加申込の時点で、市から指名停止処分を受けていないこと。

④ 客観的に明らかに経営不振の状態に陥ったと認められる下記ア～オのいずれにも該当しないこと。

ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生
手続開始の申立てがなされている。

イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生
手続開始の申立てがなされている。

ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てが
なされている又は破産手続中である。

エ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てが
なされている者。

オ 銀行取引停止処分がなされている。

⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第
77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は国分寺市暴力団排除条例（平成 24
年条例第 21 号）第 2 条に掲げる暴力団員等及びそれらの利益となる
活動を行う団体でないこと。

⑥ 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。

（2）配置職員の要件等

本件で配置を予定する職員の条件は、別添「仕様書」の「12 職員体制」
のとおりとする。

（3）制限事項

応募者 1 者につき複数の提案は認めない。

（4）参加申込

実施要領等の配布

①配布期間

令和 8 年 7 月 9 日（木）から令和 8 年 8 月 10 日（月）正午まで

②配布方法

市ホームページによる

市ホームページ (<http://www.city.kokubunji.tokyo.jp/index.html>)

>産業・しごと>事業者のかたへ>発注・入札

>プロポーザル方式による入札について【公表中の案件はこちら】

※電子調達サービスのお知らせにも掲載する。

5 参加意思の確認

プロポーザルに参加表明しようとする者は、以下の手続を行い、「企画提案参加意思表明書」

(様式第1号)を提出すること。また、参加表明後に参加辞退を表明する場合は、「辞退届」(様式第2号)で辞退の届出を行うものとする。

(1) 提出方法

下記提出期限までに押印済みの PDF データを電子メールにて提出すること。電子メールの送信後に、送信した旨を事務局まで電話で連絡し到達確認を行うこと。

送付先アドレス : koureihukushi@city.kokubunji.tokyo.jp

(2) 企画提案参加意思表明書提出期限

令和8年8月10日(月)正午まで

6 企画提案参加申込書の提出

企画提案をしようとする者は、参加表明をしたうえで以下のとおり企画提案参加申込書を作成し、提出しなければならない。

(1) 提出書類

企画提案参加申込書を提出する者は、次に掲げる書類等に必要事項を記入し、押印のうえ、指定された部数を提出すること。なお、完備されていない書類は一切受け付けないので留意すること。

■第一次審査書類として提出するもの

書類名称	様式 ※4	提出媒体	
		紙部数	電子媒体
企画提案参加申込書	様式第4号	—	要 ※5
企画提案書(正本及び副本) ※1	様式第6号	—	
事業者概要	様式第8号	—	
契約実績届出書 ※2	様式第5号	—	
見積書 ※3	様式第7号	—	
直近の法人事業税(地方法人特別税を含む)の納税証明書・納税証明書その1(法人税)・納税証明書その1(消費税及び地方消費税)		各1部	—

※1 提案内容については、国分寺市地域生きがい交流事業等業務委託に関する企画提案書(様式第6号)により作成すること。また、正本には会社名を記載し、副本には一切記載しないこと。また、提案内容で会社(応募者)が推測できるような記載は避けること。

※2 令和3年度から令和7年度に国・地方公共団体等官公庁から委託された、高齢者の生きがいづくり、介護予防活動に関する業務について、業務受託実績がない場合は、自社運営の同種の業務について、各年度につき最大3件、年度の古い順に契約内容等

を記載すること。

単年度ごとに最も受託規模の大きい契約書の写しを提出すること。業務受託実績がなく、同種の業務の自社運営実績を記載する場合は、広報資料を添付すること。

※3 見積書は、仕様書等をもとに積算し記載すること。ただし、委託料上限額及び各年度の上限額を超えてはならない。

※4 各様式はA4とすること。

※5 電子媒体のデータは、改ざんできないPDFファイルによるものとし、1つのZIPファイルにまとめて提出するものとする。

(2) 提出上の留意事項

①企画提案参加意思表明書が提出されていない者の企画提案参加申込書は、受理しない。

②様式は本実施要領によることとし、様式に合致しない場合は、受理しない。

③企画提案参加申込書を受理した後は、その追加及び修正は認めない。ただし、市が必要と認める場合は、追加の資料提出を求める場合がある。

④著作権は、それぞれの提案者に帰属する。

⑤事務局は、事業者選定の作業に必要な範囲において、複製を作成する場合がある。

⑥提出された企画提案書の返却は行わない。

(3) 提出場所 事務局へ提出のこと。

(4) 提出期間

令和8年8月17日（月）から令和8年8月31日（月）正午まで

※期限内に企画提案書等の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

(5) 提出方法

電子媒体は電子メールにて、紙媒体は持参または郵送（書留、必着）にて事務局まで提出すること（電子メール及び郵送の際は、送信・発送後、事務局に電話連絡をすること。）。

送付先アドレス：koureihukushi@city.kokubunji.tokyo.jp

7 質疑・回答

(1) 質問書の提出

本プロポーザルに関する質疑がある場合は、質疑の内容を簡潔に記した「質問書」（様式第3号）を使用し提出すること。

なお、以下の場合による質疑は受け付けない。

- ・電話等口頭での質疑。
- ・問い合わせ期間外の質疑。
- ・実施要領等に記載されていない事項に関する質疑。

(2) 提出方法

質疑は、事務局まで電子メールにより行うものとする。

電子メールの送信後に、送信した旨を事務局まで電話で連絡し到達確認を行うこと。

送付先アドレス：koureihukushi@city.kokubunji.tokyo.jp

(3) 提出期間

質疑書の受付期間は、令和8年7月9日（木）から令和8年8月10日（月）正午まで（必着）とする。

(4) 回答方法

質疑に対する回答は、企画提案参加意思表明書を提出している全者に対して令和8年8月14日（金）までに電子メールにて通知する（回答には応募者名を表示しないものとする）。

8 第二次審査での事業者説明用の補足資料

第二次審査において、各事業者20分の説明時間と10分の質疑応答時間を設ける。当日、使用したい補足資料がある場合は、下記のとおりとすること。また、この説明用として、スクリーン及びプロジェクター（接続用HDMIケーブルを含む）は事務局で用意するので、事業者はプレゼンテーション用ソフト等を使用し説明を行うものとする。

(1) 留意事項

①作成にあたっては企画提案書の内容を変更してはならない。

②応募者名は非公開とする。このため、ロゴ、事業所名及び個人名等応募者名が特定されるものを含み、資料には法人名の記載がないようにすること。パワーポイント等でプレゼンテーションを実施する場合も、応募者名が特定されないようにすること。自己紹介等含むプレゼンテーションにおいて自応募者名を発言、明示しないようにすること。

9 審査方法及び審査結果の発表

(1) 審査

業務候補者の選定にかかる審査（第一次審査及び第二次審査）は、「国分寺市地域生きがい交流事業委託事業者選定審査会」（以下「審査会」という。）が行う。

(2) 選定方法

本プロポーザルの選定は、第一次審査で提出された書類を採点方式により審査した後、第二次審査においてプレゼンテーション及び質疑で総合的に評価し、優先交渉権者を選定する。

参加事業者が1者の場合も、評価及び審査を行い、市の求める基準に該当する事業

所であることを確認した上で、優先交渉権者として選定する。

①第一次審査

- ア 第一次審査は、企画提案参加意思表明書及び企画提案参加申込書を提出し、第一次審査書類等を提出した者のうちから、書類審査により第二次審査対象となる者を選考する。この場合、第一次審査の配点の6割以上の得点があることを条件とする。
- イ 選定者数は、得点の高い順に上位3者以内とする。3位の得点である参加者が2者以上となった場合は、見積価格の低い順に選定し、見積価格も同額である場合は審査会の決定によるものとする。
- ウ 会議は、非公開とする。
- エ 第一次審査終了後、提案者全てに対して事務局から令和8年9月8日(火)(予定)に様式第9号で通知する。ただし、通過者には第一次審査終了後、電話又は電子メールで通知し、この時点で第二次審査説明資料の提出を求める。
- オ 公平性の確保のため、第一次審査は企画提案書に提出者名を記載せず、整理番号にて審査を行う。
- カ 評価基準(第一次審査)

評価項目		評価基準	配点	評価のポイント
業 務 評 価	業務受託等の実績	国・地方公共団体等における同種業務の受託実績	15	<ul style="list-style-type: none"> ・同種業務の国・地方公共団体からの受託件数 ・受託実績のない場合は、同種業務の自社運営実績
	業務遂行体制	業務遂行体制の妥当性	10	<ul style="list-style-type: none"> ・3施設の業務を遂行するための安定した人員配置体制 ※業務責任者・副責任者(各1人)以外の現場職員を3人以上確保すること。
	安全管理体制・危機管理体制	安全管理・危機管理のためのマニュアルの整備とその運用・職員への周知の仕組み	10	<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理体制、防犯・防災上等の危機管理体制の仕組みとその運用・職員への周知方法
	個人情報保護管理体制	個人情報保護管理のためのマニュアルの整備とその運用・職員への周知の仕組み	10	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護管理体制の仕組みとその運用・職員への周知方法

価格評価	見積価格	見積価格の妥当性	5	・見積価格
------	------	----------	---	-------

②第二次審査

第二次審査は、第一次審査通過者がプレゼンテーションによる説明などを行い、これに対し、審査会が質疑を実施し、優先交渉権者を選定する。

ア 実施日は令和8年9月10日（木）を予定しているが、場所や時間については通過者に対し別途通知する。

イ 優先交渉権者1者、次席者1者を選定する。

ウ 会議は、非公開とする。

エ 第二次審査プレゼンテーション方法

- ・企画提案書及びプレゼンテーションの内容について審査委員によるヒアリングを行う。
- ・企画提案書のプレゼンテーションは20分以内、ヒアリングは10分とする。
- ・説明者は3人以内（機器の準備及び操作をする者も含める）とする。
- ・使用する資料は企画提案書及び説明用補足資料に限るものとし、それ以外の資料を使用した場合は失格とする。
- ・プレゼンテーションを行う際のパソコン等の機器は、各自で用意するものとする。ただし、スクリーン及びプロジェクター（接続用HDMIケーブルを含む）は事務局で用意する。
- ・参加者は、審査時の説明に際して、社名を伏せることとする。また、審査時に会社名等が特定できるような衣類やバッジ等は着用しないものとする。
- ・プレゼンテーションの順番は、企画提案書の到着日順（郵送の場合は消印で確認する）とし、到着が同日同時刻の場合は、提案者の五十音順とする。

オ 評価基準（第二次審査）

評価項目	評価基準	配点	評価のポイント
内容評価（企画提案書・プレゼンテーション）	事業者の理念・業務への意欲	30	<ul style="list-style-type: none"> ・公共性・平等性の考え方 ・受託への熱意や意欲 ・生きがいセンター3館の特徴、業務に対する理解
	業務管理体制・サポート体制	30	<ul style="list-style-type: none"> ・業務全般の課題等に対する調整・対応能力・検証及び改善能力 ・職員間の情報共有・連絡調整の仕組み

				・接客対応、苦情対応、現場職員への支援体制
	業務提案内容	個々の事業目的を理解しており、市民の参加意欲向上が期待できる内容であること	70	・生きがい講座の提案内容 ・発表会・交流会の提案内容 ・個人利用の提案内容 ・集会施設等使用事業の提案内容
プレゼンテーション	業務理解度	市の現状の課題や今後の展開・運用を踏まえた提案内容となっていること	10	提案書及びプレゼンテーションが募集内容と相違無く、理解しやすいこと
ヒアリング	業務理解度	市の現状の課題や今後の展開・運用方法を理解し、的確に質問に回答していること	10	質問に対する的確に回答していること

③優先交渉権者1者選定方法

第二次審査では、プレゼンテーション及び質疑の内容を基に審査会の委員が評価項目での評価を行い、全ての審査が終わったところで、第二次審査の対象者全てを講評し、第一次審査及び第二次審査の合計得点の最も高い者を優先交渉権者として選定し、次点の判定をした者を次席者として選定する。この場合、優先交渉権者及び次席者ともに得点が総合点数の6割以上であることを条件とする。なお、合計得点が同点である参加者が2者以上となった場合は、見積価格の低い順に選定し、見積価格も同額である場合は審査会の決定によるものとする。

④審査結果の通知・公表

審査会終了後、結果を令和8年9月11日（金）（予定）に様式第10号で通知する。併せて、本件契約締結後、市のホームページで次の内容を公表する。

- ・プロポーザル実施要領
- ・国分寺市地域生きがい交流事業等業務委託仕様書
- ・契約締結事業者の企画提案書
- ・評価集計表

なお、国分寺市情報公開条例（平成11年条例第33号）第9条に該当する恐れのある資料については、契約締結事業者の了承を得て公表する。

⑤審査結果に係る説明

優先交渉権者にならなかった者は、その理由について次のとおり書面（任意様式）により市に対し、説明を求めることができる。市は、前述の者から説明を求められたときは、速やかに理由説明書を通知する。

- ・提出期限 結果通知日の翌日から起算して7日（閉庁日を除く）以内。
- ・受付時間 閉庁日を除く午前8時30分から午後5時まで。
- ・提出場所 事務局へ持参提出のこと。

（3）失格事項

次に該当する者は、失格とする。

- ①提出書類等、本プロポーザルに関して虚偽の事実が判明した者
- ②企画提案参加意思表明書が提出されていない者
- ③提出書類の作成及び提出方法、提出期限を守らない者
- ④許容された表現以外の表現方法が用いられている者
- ⑤提出書類等に関し故意に提案者が判別できるようにした者
- ⑥参加資格がなく提出書類を提出した者
- ⑦審査会委員又は事務局関係者に対し本計画に関する不正な接触を求めた者
- ⑧審査において、指定された時間に遅れた者
- ⑨第三者の著作権を侵害する提案をした者
- ⑩業務遂行体制において、業務責任者・副責任者（各1人）以外の現場職員が2人以下である者
- ⑪見積り額において、記載なし又は委託料上限額を超過している者
- ⑫第二次審査において、業務理解度に対する説明が無い者
- ⑬その他、審査会が不適格と認めた者

10 その他

（1）契約方法

①優先交渉権者との契約の流れについて

市は、優先交渉権者に選定された者と協議し、委託業務に係る仕様を確定させる。

②契約交渉及び見積書の提出

市は、優先交渉権者に選定された者と契約交渉を行い、見積徴収を行う。

③合意に至らなかった場合

優先交渉権者と契約条件等で合意に至らなかった場合、本プロポーザル終了後に失格事項に該当することが判明した場合、又は地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当する場合には契約締結を行わないこととし、次席者と契約締結の交渉を行う。

④業務委託契約に関する事項

契約は、国分寺市契約事務規則の規定による。

(2) その他

- ①本プロポーザルに提出された書類の提出後における内容の変更は認めない。
- ②本募集は、1者以上をもって成立とする。第一次審査及び第二次審査の合計点数の最も高い応募者を優先交渉権者とする。この場合、総合点数200点の6割以上であることを条件とする。
- ③市は、企画提案書について本プロポーザルに参加した企業等からの申請又は国分寺市情報公開条例に基づく公開請求があった場合、同条例に基づき、公開・非公開の判断を行う。
- ④提出された書類は、選考作業に必要な範囲等において複製する場合がある。
- ⑤提出された書類等一式は、返却しない。
- ⑥企画提案書に記載された業務責任者・業務副責任者は、病休・退職・死亡など極めて特別な理由を除き変更することはできない。変更することがやむを得ない場合は、市の承諾を得ること。
- ⑦優先交渉権者は市のホームページで公開する。
- ⑧本プロポーザルに係る提出書類の著作権は、応募者に帰属するものとする。ただし、本プロポーザルに関する公表及び市が必要と認める場合には、提出された書類等を無償で使用できることとする。
- ⑨本プロポーザルの資料作成のために市より受領した資料は、市の了解なく公表・使用することはできない。
- ⑩提出書類の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法の規定により認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ること。また、第三者の著作権に関する責めは使用した提案者が全て負うこと。
- ⑪審査結果についての異議申し立ては認めない。
- ⑫企画提案参加意思表明書提出後、企画提案書が提出されない場合は辞退と見なす。
- ⑬企画提案参加意思表明書提出以降において、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに様式第2号により辞退の申し出を行うこと。
- ⑭企画提案書等の作成に要した一切の費用は、参加者の負担とする。